

改正

平成28年9月20日条例第25号

平成29年3月16日条例第2号

水俣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。
- 3 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年9月20日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日条例第2号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

別表第1 (第4条第1項関係)

実施機関	事務
市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
	水俣市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）による子どもの医療費助成に関する事務
	水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和63年条例第10号）によるひと

	り親家庭等の医療費助成に関する事務
	水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第22号）による重度心身障害者の医療費助成に関する事務

別表第2（第4条第2項関係）

実施機関	事務	特定個人情報
市長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「令」という。）第15条で定める生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	令第16条で定める地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報等（以

		下「障害者関係情報」という。) であって規則で定めるもの
令第40条で定める母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
令第50条で定める介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
令第54条で定める健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
令第60条で定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）であって規則で定めるもの		地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの
水俣市子ども医療費の助成に関する条例		地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	<p>による子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>て規則で定めるもの</p>
	<p>水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>